

第1号様式(第7条関係)

京都市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

(宛先)京都市長

下記の講座を受講したいので、京都市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を申請します。

また、対象講座指定の決定のために必要な事項に関して、公簿等で調査することに同意します。

		年 月 日			
氏 名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	年 月 日		
児童の氏名 (受講者が児童の 場合)	フリガナ	生年 月日	年 月 日		
住 所	(〒 -)	電話()			
		-			
受講施設の名称					
講座の名称					
受講科目	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10
試験を免除できる 科目					
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)				
所要費用 (予定)	入学料	円			
	受講料	円	合計額	円	
過去の受給の有 無	過去に京都市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の受講修了時給付金又は合格時給付金を受給したことが ある・ない				
申請者と生計を一にする子の氏名等 ※申請者が児童の 母又は父ではなく、 寡婦(夫)控除のみ なし適用対象者の 場合のみ記載	フリガナ	生年 月日	年 月 日		
	住所(別居の場合)				
申請者の地方税法上の扶養親族に該当		する・しない			
(備考)					

(裏面をお読みください。)

(注意)

1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（受講に際して支払う受講費、教科書代及び教材費のことをいいます。）になります。

以下の経費は、対象となりませんので御注意ください。

- (1) 高等学校卒業程度認定試験の受験料
- (2) 受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 講座の補講費
- (4) 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費

2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額（受講修了時給付金と合わせて15万円を限度）です。

3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認した内容で通知します。

4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

5 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に受講施設で証明された金額に基づき、支給額を算定することとなります。

6 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。